

南房総市ビジネス創生支援事業実施要領

1 概要

南房総市における企業の経営革新を促進し、地域経済の活性化と雇用の確保を図るため、成長性が期待される事業計画について、少人数私募債を発行する者から一定の範囲内で私募債を引き受ける。

2 対象者

対象となる者は、次に掲げる全てに該当することが必要である。

- (1) 南房総市に本社または支店を置く法人で、中小企業経営革新計画等（国、県の認定事業）の認定を受けて3年以内の者。
- (2) 市内にて法人設立から3年以上経過している者。ただし、企業誘致案件は市外で3年以上経過していれば良い。
- (3) 株式会社または、持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）であること。

3 対象業種

製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業
〔対象とならない事業者〕

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する業種
- ・ 公序良俗等の観点から適当でないと認められる業種

4 対象事業

対象となる事業は、次に掲げる全てに該当することが必要である。

- (1) 事業計画（目的、内容、期間、目標等）が明確であり、1人以上の市民の雇用（親族以外で、給与の月額が15万円以上、雇用期間の定めのない労働者）が見込める事業であること。
- (2) 資金計画に確実性があること。
- (3) 本市に事業拠点を置く事業であること。

5 対象資金

設備資金を対象とする。

6 少人数私募債の引受額

引受限度額は2,000万円とする。
別表1、引受限度額の基準による。

7 償還

償還方法は、5年以内満期一括償還とする。

8 利率

利率は、初年度の市民の雇用者数により以下のとおりとする。

3人以上雇用した場合、年0.50%

2人雇用した場合、年1.00%

1人雇用した場合、年1.50%

9 提出書類

事業計画書（様式1）に次の書類を添付し、提出してください。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 定款

(3) 履歴事項全部証明書

(4) 決算報告書（直近2期分）

(5) 経営革新計画等申請書の写し

10 対象者の決定

専門家等を構成員とする審査委員会を設置し、事業計画等の審査を行い決定する。

11 決定を受けた者の責務

支援の決定を受けた者は、償還完了まで、事業年度毎に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書を作成し、その事業年度終了後3ヶ月以内に提出することとする。

12 その他

この要領により定めのない事項及び疑義が生じた事項は協議のうえ決定する。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。